

シャローム保育園の台風19号への対応について

ニュース等でご案内のように台風19号が関東に接近しつつあります。今夕横浜市より下に貼り付けました通知(抜粋)が着信しました。つきましては、当園ご利用の皆さまに通知文の必要箇所をお知らせするとともに、園としての対応を最下段の囲み文にてお知らせいたします。

2019年10月10日 シャローム保育園

こ保運第2359号

令和元年10月10日

各保育施設等設置者 様
施設長 様

横浜市こども青少年局
保育・教育運営課長

台風19号への対応について(通知)

日ごろから、本市の保育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

気象庁が10月10日(木)午前9時に発表した、台風19号の進路予想では、10月12日(土)早朝から13日(日)にかけて関東地方への接近・上陸が見込まれ、本市においても、被害や交通への影響などが想定されます。

保育施設は保育の必要な児童を保育するための施設であるため、原則的には開所する必要がありますが、当該エリアへの避難勧告の発令、施設の被害等の理由により、児童を安全に保育できない状況も考えられることから、今回の台風19号への対応について、次のとおり通知しますので、ご確認いただき、ご対応をお願いします。

1 台風19号接近時の対応

(1) 10月12日(土)の休園等の判断

消防士や医療従事者など、災害対応を求められる保護者の子の保育を確保する必要がありますので、原則として開園をお願いします。

但し、次のような理由により、児童を安全に保育できない状況がある場合は、園の判断により、休園や開所時間を短縮してください。

①避難勧告が発令されるなど、避難が必要な状況が迫っている

②建物が破損している

③保育従事者を複数人確保できない等

※休園等とする場合は、登園予定者全員に説明を行い、理解を得たうえで、休園や開所時間の変更をしてください。

(2) 保護者に対する登園自粛等の協力依頼

鉄道の計画運休や交通状況により、保育士確保が困難である場合は、保護者に対して登園自粛の協力や早めのお迎えの協力依頼を適宜行ってください。(後略)

通知文の1(1)にあるように、10/12土にやむを得ず出勤就業しなければならない保護者の方がいらっしゃることもありますので、園は通常通り開園いたします。

ただし、職員の通勤(とくに退勤)の足の確保の困難が予想されますので、(2)にあるように、「登園の自粛、早めのお迎え」のご協力をお願いいたします。お子さんの安心安全のためにもよろしくをお願いいたします。